

号を適用している企業では、開示例1～開示例6のような開示が行われている。

前記のように、収益に係る注記項目の説明の一環として、変動対価の

見積方法や返品権付き販売の会計処理方法を詳述しているケースが見受けられる。

IFRSにおいては、一般に日本基準よりも詳細な開示が必要とされ

ていることから、新基準の適用方針を策定するにあたっては、同業種のIFRS適用企業の注記内容は参照に資すると思われる。

他部門や監査法人と何を調整すべきか

第3章 変動対価の新基準適用時における実務上の留意点

【1】5章のヒヤッパス

- 変動対価の論点への対応は、営業部門等、非経理部門等との入念な連携が必要となる。
- ステップごとに論点を明確にし、他部門と計画的に検討を行うっていく必要がある。

以上のとおり、新基準は変動対価に関する論点だけでも多岐にわたっており、適用初年度に向けて早急な対応が必要と考えられるが、本章では実務において特に留意すべきと考えられる点を解説していく。

変動対価の論点は、実務上、経理

(図表8) 変動対価に関する検討事項と連携が必要な他部門等との関係

変動対価に関して検討が必要と考えられる事項	経理部門として連携が必要となる可能性がある部門等				
	営業部門	法務部門	システム部門	内部監査	監査法人
(1) 変動対価を含む取引の実態把握	●				
(2) 取引条件、商慣行の確認	●	●			
(3) 変動対価の見積方法の選択					●
(4) データの入手可能性の検討			●		
(5) 変動対価を取引価格に含めるか否かの決定					●
(6) 変動対価の見直しの方針の決定					●
(7) 計算方法の決定と文書化					●
(8) 営業・経理システムの対応可能性の検討			●		
(9) 内部統制および文書化の見直しの要否の検討				●	
(10) 遡及適用および経過措置の方法の決定					●

(出所) 筆者が作成

部門だけで完結する問題ではなく、複数の部門等との調整を行うことが必要となる。特に非経理部門については、新基準についての情報が少ないことが一般的であるため、経理部門が主導して各部門との調整を図っていくことが肝要である。

図表8は変動対価に関して検討が必要と考えられる事項と、各事項の検討にあたって通常は連携が必要と考えられる他部門等との関係をプロットしたものである。図表8のとおり、各検討事項で他部門等との連携・調整が不可欠であり、それゆえ、経理部門の立ち回りは非常に重要になってくると考える。

以下、各検討事項の詳細を解説していく。

変動対価を含む取引の実態把握

まず、自社の製品・サービス等について、返品・返金取引やリベート等、どのような変動対価を含む取引があるのか、実態を把握することが必要になる。既述のとおり、変動対価の対象範囲は広く、該当する場合は従前の会計処理方法を変更することが必要となる可能性があるため、